

魚津市告示第89号

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示
第39号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新生活応援世帯A 認定申請日の前年度1月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ認定申請日の年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計が500万円未満であり、かつ、<u>第12条による交付申請及び実績報告までに第2条第5号に定める加算要件講座を受講するもので、次号に定める新生活応援世帯Bに該当しないものをいう。</u></p> <p>(4) 新生活応援世帯B 認定申請日の前年度1月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ認定申請日の年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものであり、かつ、<u>第12条による交付申請及び実績報告までに次号に定める加算要件講座を受講するものをいう。</u></p> <p>(5) <u>加算要件講座 次のいずれかの講座をいう。</u></p> <p>ア <u>ライフデザイン支援講座</u> イ <u>プレコンセプションケアに関する講座</u> ウ <u>医療機関への妊娠・出産に係る相談</u> エ <u>共家事・子育て講座</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含めず、かつ、消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。</u> (補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、<u>子育て世帯及び新婚世帯の定住支援</u>と子育て支援の充実による少子化対策を促進するため、子育て世帯、新婚世帯、新生活応援世帯A又は新生活応援世帯Bに対し、予算の範囲内において、当該補助金と魚津市居</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新生活応援世帯A 認定申請日の前年度1月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ認定申請日の年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計が500万円未満で、次号に定める新生活応援世帯Bに該当しないものをいう。</p> <p>(4) 新生活応援世帯B 認定申請日の前年度1月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ認定申請日の年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含まない。）をいう。</u> (補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、<u>定住</u>と子育て支援の充実による少子化対策を促進するため、子育て世帯、新婚世帯、新生活応援世帯A又は新生活応援世帯Bが、<u>市内に取得する住宅の住宅取得額</u>に対し、予算の範囲内において、当該補助金と居</p>

改正後	改正前
<p><u>住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第40号）</u>で交付する補助金との合計額が住宅取得額を超えない範囲で補助金を交付するものとする。</p> <p>（補助対象住宅）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 住宅取得額が100万円以上であること。<u>（新生活応援世帯A又は新生活応援世帯Bにおいては、国、県又は市が実施する当該補助対象住宅に対する他の補助金（魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱に規定する補助金を除く。以下「他の補助金」という。）の交付を受けるときは、当該補助対象住宅の住宅取得額のうち他の補助金に係る対象経費を控除した後の額が100万円以上であること。）</u></p> <p><u>（3） 認定申請日以前において、第7条第1項に規定する申請者又はその配偶者が所有権の登記名義人でないこと。</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p>2 略</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者は、子育て世帯においては<u>対象児童</u>の養育者、新婚世帯、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bにおいては婚姻した夫妻のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり次のとおりとする。ただし、補助金の交付は、次の各号のいずれか1回限りとする。</p> <p>（1） 子育て世帯 <u>30万円</u></p> <p>（2） 新婚世帯 <u>30万円</u></p>	<p><u>住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第40号）</u>で交付する補助金との合計額が住宅取得額を超えない範囲で補助金を交付するものとする。</p> <p>（補助対象住宅）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 住宅取得額が100万円以上<u>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</u>であること。</p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p>2 略</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者は、子育て世帯においては<u>子</u>の養育者、新婚世帯、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bにおいては婚姻した夫妻のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 国、県又は市が実施する同種の他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱に規定する補助金についてはこの限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり次のとおりとし、<u>その上限額は住宅取得額とする</u>。ただし、補助金の交付は、次の各号のいずれか1回限りとする。</p> <p>（1） 子育て世帯 <u>50万円</u></p> <p>（2） 新婚世帯 <u>50万円</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 新生活応援世帯A <u>60万円</u></p>	<p>(3) 新生活応援世帯A <u>80万円</u></p>
<p>(4) 新生活応援世帯B <u>90万円</u></p>	<p>(4) 新生活応援世帯B <u>110万円</u></p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>(事業計画の認定の通知)</p>	<p>(事業計画の認定の通知)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>2 <u>市長は、第17条に規定する補助金の会計年度が翌年度以降となることが見込まれる場合であっても、前項に規定する認定の通知を行うことができる。</u></p>	
<p>3 <u>前項の規定による認定は、翌年度以降の予算が成立することを条件として、その予算の範囲内において行うものとする。</u></p>	
<p>4 <u>第2項の規定による通知を受けた者は、翌年度以降の予算が成立しなかった場合、又は予算額が減額された場合において、認定された補助金の全部又は一部が交付されないことがあることを承諾しなければならない。この場合において、申請者に損害が生じた場合には、市はその責を負わない。</u></p>	
<p>(認定計画の変更)</p>	<p>(認定計画の変更)</p>
<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2 <u>市長は、前項の規定による事業計画の認定申請の変更の申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の変更の可否について決定し、当該認定者に通知するものとする。</u></p>	
<p>第10条・第11条 (略)</p>	<p>第10条・第11条 (略)</p>
<p>(交付申請及び実績報告)</p>	<p>(交付申請及び実績報告)</p>
<p>第12条 子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては事業完了の日から起算して1月を経過する日又は<u>事業完了の日</u>の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの認定者においては認定申請日の年度の末日までに、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては事業完了の日から起算して1月を経過する日又は<u>事業の完了の日</u>の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの認定者においては認定申請日の年度の末日までに、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) <u>建物の登記事項証明書(権利部甲区において、認定者が当該住宅の所有権を取得したことが確認できるものに限る。)</u></p>	<p>(2) 建物の登記事項証明書</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(5) <u>世帯全員の市税等の完納又は滞納がないことを確認できる書類</u></p>	<p>(5) <u>世帯全員の市税等の完納証明書(非課税である者は滞納がないことを証明する書類)</u></p>
<p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(8) 加算要件講座を受講したことが確認できる書類（新生活応援世帯A又は新生活応援世帯Bの場合）</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 <u>前項に規定する事業完了の日は、次のいずれかのうち一番遅い日とする。</u></p> <p><u>(1) 認定者が当該補助対象住宅へ住民票を異動した日</u></p> <p><u>(2) 当該補助対象住宅に係る建物の登記事項証明書における認定者に係る権利部甲区部分の受付年月日</u></p> <p><u>(3) 当該補助対象住宅の引渡日（新築住宅のみ）</u></p> <p>第13条－第16条 (略)</p> <p><u>(補助金の年度帰属)</u></p> <p>第17条 <u>補助金の交付を受けるべき会計年度は、第12条に規定する事業完了の日の属する年度とする。</u></p> <p><u>(予算の範囲内での実施)</u></p> <p>第18条 <u>第3条に規定する予算の範囲内での実施のため、補助金の交付については、第7条に規定する事業計画の認定申請の受付順とし、当該認定申請に係る補助金の累計が予算額に達したときは、年度の途中であっても受付を終了するものとする。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第19条 <u>この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第1号（第7条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号－様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号（第12条関係） 【別記2】</p> <p>様式第6号 (略)</p> <p>様式第7号（第14条関係） 【別記3】</p>	<p><u>(8) (略)</u></p> <p>第13条－第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第1号（第7条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号－様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号（第12条関係） 【別記2】</p> <p>様式第6号 (略)</p> <p>様式第7号（第14条関係） 【別記3】</p>

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
住宅の取得費用	（税抜） 円	
補助金交付申請予定額	円	
世帯区分 （希望するもの1つに ☑してください）	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 ・ <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 新生活世帯A ・ <input type="checkbox"/> 新生活世帯B	
取得区分 （該当するもの1つに ☑してください）	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古	
延床面積（予定）	①自己の居住部分	m ²
	②居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③合計（①＋②）	m ²
新築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
建売・中古のとき	所有権移転登記（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日		年 月 日
補助金の会計年度		年度
その他に 関する事項 （☑してく ださい）	<input type="checkbox"/> 魚津市税等を滞納していません。（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 審査に必要な範囲で、関係機関への照会等が行われることに同意します	
	<input type="checkbox"/> 国・県又は市が実施する他の補助金の交付を受けるときは、上記「住宅の取得費用」は他の補助金の対象となる費用を除いた金額に間違いありません。（新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bのみ）	
	<input type="checkbox"/> 認定申請を行った当該年度中に、事業が完了します。（新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bのみ）	
	<input type="checkbox"/> 交付申請及び実績報告前までに加算要件講座を受講します。（新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bのみ）	

備考

市税等とは、固定資産税、市民税等を指します。

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けた
いので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定に
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円	
住宅の取得費用	<u> </u> (税抜) 円	
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分※ (☑してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 m² ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m² ③合計（①＋②） m²
認定通知書の 番号及び日付	年 月 日付け 第 号	
その他に関する 事項 (☑してください)	<input type="checkbox"/> <u>審査に必要な範囲で、関係機関への照会等が行 われることに同意します。</u>	

※ 建売：築3年以内の入居履歴のない住宅

中古：新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅

【別記3】

改正後

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名

印

請求金額 円

ただし 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
世帯区分 (希望するもの 1 つに ☑してください)	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 • <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 新生活世帯 A • <input type="checkbox"/> 新生活世帯 B	
延床面積（予定）	① 自己の居住部分	m ²
	② 居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③ 合計（① + ②）	m ²
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
その他に関する事項 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません。（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> <u>本制度と補助対象が重複する国、県又は市の他の補助制度に申請していません。（新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B のみ）</u>	

備考

市税等とは、固定資産税、市民税等を指します。

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けた
いので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定に
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円	
住宅の取得費用	円	
事業の 成果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分※ (☑してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 m^2 ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m^2 ③合計（①＋②） m^2
認定通知書の 番号及び日付	年 月 日付け 第 号	

※ 建売：築3年以内の入居履歴のない住宅

中古：新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅

【別記3】

改正前

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名

請求金額 円

ただし 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき事業計画の認定申請がなされたものについては、第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。